

国保年金課からのお知らせ

☎ 国保年金課 (☎ 826・1111 内線2316)

◆マル福(医療福祉費支給制度)の対象者について

土浦市に住所を有する方で、各種医療保険に加入している方のうち、次の①～④のいずれかに該当する方(生活保護を受けている方は対象外)

①小児(所得制限なし)

○出生日から中学校3年生まで

②ひとり親家庭の母(父)子(所得制限あり)

- 子が18歳になる年度までの母(父)子
- 20歳になる年度までの障害児とその母(父)
- 20歳になる年度までの高校在学者とその母(父)

○父母のいない児童(18歳以下)とその児童を養育している配偶者のない方

○配偶者が重度心身障害者マル福を受給している方と、その養育されている児童(18歳以下)

※年度：4月1日から翌年の3月31日まで



③重度心身障害者など(所得制限あり)

○身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方

○身体障害者手帳の交付を受けていて、かつ障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスの免疫、肝臓の機能障害の3級の認定を受けている方

○療育手帳の判定A以上(知能指数が35以下判定)の交付を受けている方

○療育手帳の判定B(知能指数が50以下の判定)の交付を受けていて、かつ身体障害者手帳3級の交付を受けている方

○特別児童扶養手当1級の支給対象の児童
○障害年金1級の受給権者

④妊産婦(所得制限なし)

○母子手帳を交付された方(母子手帳交付月の1日から出産月の翌月末日まで)

※所得制限について、詳しくはお問い合わせください。

※以上の要件に該当する方で、手続きをしていない方は、お問い合わせください。

◆マル福受給者の方へ

現在の医療福祉費受給者証(小児、妊産婦を除く)は、6月30日(金)で有効期限が切れます。受給要件に該当する方には、6月22日(木)に新しい受給者証を発送予定です。

※平成28年分の所得申告が済んでいない方は、新しい受給者証を交付できませんので、必ず申告してください。

●届出が必要な場合(事例)

○保険証の内容が変わったとき

○市外へ転出または死亡したとき

○住所、氏名、扶養義務者などが変わったとき

○ひとり親家庭の方が婚姻したとき(事実婚含む)

○障害などの内容が変わったとき

●届出に必要なもの

医療福祉費受給者証、マイナンバーのわかるもの、本人確認書類、保険証の内容変更や障害などの内容が変わった場合は変更内容の確認できるもの

※詳しくはお問い合わせください。

◆後期高齢者医療の保険証交付方法について

後期高齢者医療の保険証は、7月31日(月)で有効期限が切れます。新しい保険証は7月中旬以降に、「簡易書留」で送付します。不在の場合は不在連絡票を投函のうえ、郵便局に留め置かれます。

また、窓口交付を希望する場合は、7月7日(金)までに申請書を提出してください。申請書は、ホームページからダウンロードするか、送付を希望される方はご連絡ください。

●申請時に必要なもの

申請書、はんこ、申請人の本人確認書類

●交付時に必要なもの

○本人・同居の家族：はんこ、受取人の本人確認書類
○本人・同居の家族以外：右記のものに加え、委任状または被保険者本人の本人確認書類

●交付時期／7月19日(水)以降
※詳しくはお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成29年 7月31日
被保険者番号	00000001
住所	水戸市幸野1-1 (C07A17)
姓 名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 5年 5月 5日
開始年月日	平成29年 4月 1日
廃止年月日	平成29年 4月 1日
交付年月日	平成29年 6月 1日
一筆負担率	1割
被保険者番号	39082011
後期高齢者医療に被保険者となる日	